

## 第 16 回 基本方針策定タスク 議事録

1. 日時 平成 18 年 8 月 1 日 (火) 13:30 ~ 16:40
2. 場所 日本電気協会 4階 C会議室
3. 出席者 (順不同, 敬称略)
  - 委員 : 関村主査 (東京大学), 班目委員長 (東京大学), 新田副委員長 (日本原子力発電), 石沢 (東京電力), 小倉 (東京電力), 唐澤 (東京電力), 白井 (関西電力), 田口 (東京電力), 田南 (東京電力), 渡邊 (東京電力), 浅井 (日本電気協会) (11名)
  - 欠席 : 谷口 (日本原子力発電) (1名)
  - 事務局 : 池田, 荒木, 国則, 大東, 中島, 長谷川 (日本電気協会)
4. 配付資料
  - 資料 16-1 第 15 回 基本方針策定タスク 議事録 (案)
  - 資料 16-2 基本方針策定タスク 課題処理票
  - 資料 16-3 日本電気協会 原子力規格委員会 運営規約 細則 (改定案) 抜粋
  - 資料 16-3-1 日本電気協会 原子力規格委員会 運営規約 細則 (改定案) 抜粋 - 匿名を希望した場合の対応 (案) -
  - 資料 16-3-2 原子力規格委員会 分科会規約 抜粋
  - 資料 16-4-1 原子力規格委員会 運転・保守分科会 活動計画 (平成 18 年度) (修正案)
  - 資料 16-4-2 「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2003) の改定と同指針の制定について (案)」
  - 資料 16-5-1 設備診断検討会設置の経緯と規格策定の方向性について (案)
  - 資料 16-5-2 JEAC4209 他 改訂・制定スケジュール (案)
  - 資料 16-6 JEAG4601 「原子力発電所耐震設計技術指針」の改定方針及び検討状況について
  - 参考資料 1 原子力規格委員会 基本方針策定タスク委員名簿
  - 参考資料 2 第 20 回原子力規格委員会 議事録 (案)
  - 参考資料 3 規格策定基本方針 (抜粋)
5. 議事
  - (1) 会議定足数の確認

事務局より, 委員総数 12 名に対し, 本日の委員出席者数 11 名で, 会議決議条件の「委員総数の 2 / 3 以上の出席」を満たすことが報告された。
  - (2) 前回議事録確認

資料 No. 16-1 に基づき, 前回議事録 (案) の紹介があり, コメントなく承認された。

(3) 原子力規格委員会 検討課題の処理について

事務局より、資料No. 16-2, 16-3, 16-3-1, 16-3-2に基づき、前回の基本方針策定タスクでの残件課題及び、これまでの原子力規格委員会での課題についてまとめた課題処理票の紹介があり、処理内容について検討した。

議論の結果、次回の原子力規格委員会に各課題の処理内容を報告するとともに、原子力規格委員会 運営規約 細則の改定を伴う課題は、改定案を提案することとなった。

各課題項目および主な意見は以下のとおり。

原子力規格委員会 規格策定プロセスの明確化について(課題処理票 No.1)

議事録に採決の経緯と議論のプロセスを明記するよう委員会関係者に周知するとともに、原子力規格委員会 運営規約 細則に記載するという提案があり、原案どおり了承された。

原子力規格委員会委員の貢献度評価プロセスの明確化について(課題処理票 No.4)

原子力規格委員会 運営規約 細則に「事務局は、委員の委員会活動への貢献度評価の参考として、委員の委員会参加状況(出席率)を提示する」と追記する提案があり、原案どおり了承された。

(主な意見)

(社)日本機械学会では、書面投票に参加した委員についても提示している。

原子力規格委員会の書面投票では、理由を明確にした上で投票を棄権する場合があるが、あくまでも審議案件によるもので常習性は認められないため、当面は出席率の提示でよいのではないかと。

個人情報の取得及び管理について(課題処理票 No.5)

原子力規格委員会 運営規約 細則に、個人情報の具体的な取扱いについて記載するという提案があり、原案どおり了承された。

電子メールによる連絡手法(宛先又は CC or BCC)の使い分けについて(課題処理票 No.6)

原子力規格委員会 運営規約 細則に、電子メールによる委員の連絡方法として、原則、利便性を考慮し”宛先又は CC”で送信するという内容を記載するという提案があり、原案どおり了承された。

原子力規格委員会に対する外部からの質問・意見発信者の所属・氏名の取扱い明確化について(課題処理票 No.7)

外部からの質問又は意見・異議申し立てについて、事務局は、氏名・所属・連絡先を確認した上で受付けることを原子力規格委員会 運営規約 細則に記載し、審議以降において匿名を希望する者に対しては、回答の必要性を含めて、委員会役員に対応の判断を委ねるという案で了承された。

(主な意見)

受付と対応の違いは、事務局がリストに載せることが受付で、審議するかどうかを決めるのが対応になる。受付の最低条件としては、氏名・所属・連絡先で、後

日、本人と連絡が取れることが必要。

質問者がどういう立場なのかは、回答する側としては質問内容と同じく重要な情報であり、それを伏せて回答が欲しいという質問者には、公開の場で議論している委員としては応える必要はないのではないか。

審議の際に名前を出したら困るという質問者を受付けないと、公益通報者保護法等に反するのではないかと。全くの匿名の場合に受付けないのは分かるが、審議の段階で匿名を希望する質問者を守る仕組みにしなければならないのではないかと。審議までは名前を出すことに同意していても、議事録に名前を載せることを希望しないケースも考えられるので、そうした場合は委員会役員による協議でよいのではないかと。

会議は公開で、オブザーバも認めているので、審議で名前を出すということと議事録に名前が残るといのはほぼ同じ意味になる。議事録に名前を載せないということであれば、審議でも名前を出さないことになる。

個人情報情報の漏えい（電子メールの委員以外への転送）防止の考え方について（課題処理票 No.8）

原子力規格委員会 運営規約細則に、委員会活動以外での利用を禁止するという内容を記載するという提案があり、原案どおり了承された。

原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2003）の規格体系について（課題処理票 No.14）

JEAC4209 改定の全体の体系が明確となった段階で扱いを検討するという提案があり、原案どおり了承された。

技術基準解釈引用規格の体系的整備について（課題処理票 No.20）

技術基準（省令 62 号）解釈に引用された JEAG（ガイド）については、JEAC（コード）として改定していくことでも了承された。

（主な意見）

耐震設計指針や供用期間中検査指針などの規格において、JEAG から JEAC への改定作業を進めているが、本文と解説を仕分けに苦労している。

民間規格は、事業者が自主的に作成するものであるが、技術基準解釈への引用の有無を考慮して内容を検討する必要がある。

火災防護管理面に係る規格の整備について（課題処理票 No.21）

火災防護管理面に係る規格の策定は、運転・保守分科会 防火管理検討会で行なうことになり、今後の活動スケジュールが提示され、原案どおり了承された。

技術評価に対する規格策定機関としての協力について（課題処理票 No.31）

技術評価に対する規格策定機関としての協力体制について、原子力規格委員会 運営規約 細則に記載するという提案があり、原案どおり了承された。

(主な意見)

現在の技術評価における電気協会の協力体制としては、委員会資料の提示と質疑応答の対応に限定されているが、機械学会では技術評価前の規格策定機関として規格概要の説明は要求されており、電気協会としても考慮すべきではないか。今後技術基準解釈に引用される規格について、策定機関として説明責任をどう果たすべきかについては、今後の技術評価の動向も踏まえて判断すべきである。

規格への“既設炉の遡及適合”に関する記載について(課題処理票 No.40)

今後制改定する規格については、各分科会が既設炉への影響を十分考慮していくこととし、また、今後は遡及適合について、技術評価書の中に明記してもらうよう働きかけるということで了承された。

(主な意見)

今年6月に立ち上がった、JNESの技術基準検討会の動向をウォッチしていくことも必要。  
既設炉の設備変更に伴う規格改定作業の手間と、民間規格の新知見・最新技術の積極的取り込みの促進を考えた場合、規格への遡及適合の記載は相応しくない。規格策定において、「既設炉に適用しない」等の例外規定ばかりでは、規格の体を成さない。

委員会最終審議議事録の公開について(課題処理票 No.47)

原子力規格委員会 運営規約細則に、「規格策定に係る最終審議の議事録は、規格の承認後速やかに委員の承認を得た後に公表する」と追記するという提案があり、原案どおり了承された。

規格・指針における本文と解説の記載方法について(課題処理票 No.48)

原子力規格委員会 規格策定基本方針「3.1.7 規格・指針の本文の記載方法」に明記されているため、今後の規格策定に合わせて整備していくという提案があり、原案どおり了承された。

分科会規約の改定について(課題処理票 No.49)

分科会規約第13条(検討会)第4項の「分科会が推薦し」を「分科会委員が推薦し」に改定するが、現状手続き上の措置に時間を要する(規約改定は書面審議、書面投票)ことから、当面は周知により対応することとし、他の改定案件と併せて分科会規約の改正を行なうという提案があり、原案どおり了承された。

(5) JEAC4209 改定及び関連ガイドライン、状態監視技術に関するガイドラインの策定方針及び検討状況について

小倉委員より、資料 No.16-4-1, 16-4-2 に基づき、原子力規格委員会 運転・保守分科会 活動計画(平成18年度)(修正案)及び JEAC4209「原子力発電所の保守管理規定」改定及び関連ガイドラインの策定の方針(案)の紹介があった。また、石沢委

員より，資料 No.16-5-1,16-5-2 に基づき，設備診断検討会設置の経緯と規格策定の方向性について(案)及び JEAC4209 他 改訂・制定スケジュール(案)の紹介があった。次回原子力規格委員会への報告以降は，適宜中間報告する予定。次回の基本方針策定タスクでも検討状況を報告する。

- (6) JEAG4601「原子力発電所耐震設計技術指針」の改定方針及び検討状況について  
白井委員より，資料No.16-6に基づき，JEAG4601「原子力発電所耐震設計技術指針」の改定方針及び検討状況の紹介があった。国の耐震指針改定状況によるが，11月頃，来年2月頃の原子力規格委員会で，2回に分けて審議いただく予定。原子力規格委員会としては早期成案を目指したいので，追加開催も含めて検討する。

(7) その他

次回開催日は，次回原子力規格委員会の審議状況を踏まえて別途調整する。

以 上